

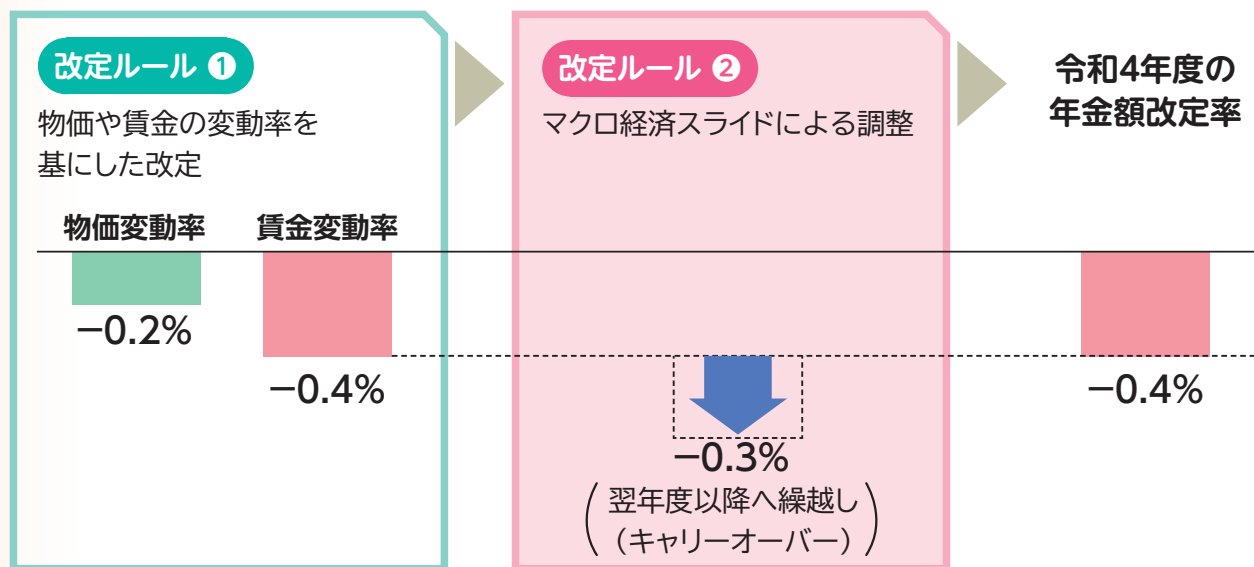
令和4年度の年金額は 0.4%引き下げられます

年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて毎年度の額を改定（増額または減額）することとされています。

令和4年度の年金額は、昨年度より原則0.4%の引き下げ（減額）となりました。今回の年金額の算定に用いられた「年金額改定ルール」と、0.4%の引き下げに至った「年金額改定率の算定の流れ」をご説明します。



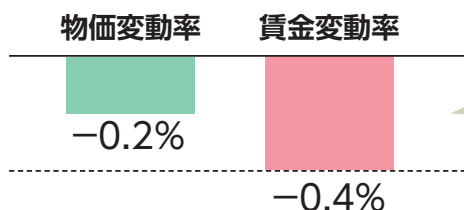
年金額改定率の算定の流れ



改定ルール ① 物価や賃金の変動率を基にした改定

令和3年の物価変動率（年平均の全国消費者物価指数）は対前年比で-0.2%、賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は対前年比で-0.4%となりました。このように物価と賃金の変動率がともにマイナスで、かつ賃金変動率が物価変動率を下回る場合には、賃金変動率を基にして年金額を改定することが法律で定められています。*

このため、令和4年度の年金額の改定は、賃金変動率（-0.4%）を基に行います。次に、この率に対して **改定ルール ②** による調整を行います。



賃金変動率 < 物価変動率 < 0 のときは
賃金変動率を基に年金額を改定する

※令和2年度までは、このような場合は **物価変動率を基に年金額が改定** されていましたが、法改正により、令和3年度から年金額の改定ルールが変更され、現役世代の負担能力に応じた給付を行い、将来世代の給付水準を確保する観点から、**賃金変動率を基に年金額が改定** されることとなりました。

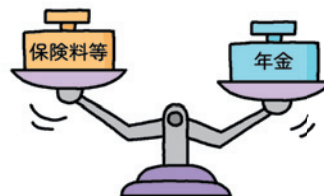
改定ルール② マクロ経済スライドによる調整

公的年金制度においては、平均余命の伸びに伴い年金給付費が増大していく中でも、保険料等の収入の範囲内で安定的に給付を行うため、年金給付水準を自動的に調整する仕組みが導入されており、これを「マクロ経済スライド」といいます。

具体的には、現役世代の人数の増減と平均余命の伸びを考慮して毎年度『スライド調整率』を算出し、これにより年金額の改定の基となる率（改定ルール①の率）を調整しますが、年金額が引き下げられる年度はマクロ経済スライドによる調整は行われず、翌年度以降に繰越し（キャリアオーバー）されます。

令和4年度のスライド調整率は-0.3%となりましたが、この-0.3%は未調整分として翌年度以降に繰り越されます（年金豆知識参照）。

翌年度以降、改定ルール①の率がプラスとなった年度に、その年度のスライド調整率とこの-0.3%の未調整分を合わせて調整が行われます。



年金額改定率の算定結果

令和4年度の年金額の改定は、改定ルール①の率-0.4%を基に行います（改定ルール②による調整は行われず、翌年度以降に繰越し（キャリアオーバー））。

注：年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）の退職年金は、この改定ルールの対象外で、毎年10月に改定されます。

年金豆知識

マクロ経済スライドによるスライド調整率 -0.3%の内訳はどうなっているの？

マクロ経済スライドによるスライド調整率（-0.3%）
=-0.1%（令和3年度のスライド調整率の繰越し分）
+
-0.2%（令和4年度のスライド調整率）



令和3年度のスライド調整率は-0.1%でしたが、年金額が引き下げられたため調整は行われず、翌年度以降に繰り越されました。令和4年度のスライド調整率は、この繰り越された-0.1%と、令和4年度のスライド調整率-0.2%を合計して、-0.3%となります。

未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みにより、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することができ、将来世代の給付水準を確保することにつながります。

令和4年度の年金額改定については、当共済組合ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) → [公立学校共済組合からのお知らせ（年金を受給している方向け）](#)

→ [令和4年度の年金額のお知らせ](#) をクリック 

